

三田市告示第 190 号

下記書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び、三田市市税条例（昭和 32 年条例第 12 号）第 18 条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市国保医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 9 月 7 日

兵庫県三田市長 田村 克也

記

送達を受けるべき書類の名称

送達を受けるべき者の氏名

以上

公示送達書

令和 8 年 9 月 7 日

兵庫県三田市長 田村 克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
調定年度	税目	期別	帳票	納税義務者
令和 8 年度	国民健康保険税	第 2 期	納入通知書	クレイグ 早苗
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	A I N U N M A R D I Y A H
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	丸山 明宏
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	落合 勉
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	勇海 治樹
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	松田 和樹
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	寺西 伸生
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	西尾 翔海
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	奥野 雅登
令和 8 年度	国民健康保険税	第 1 期	督促状	I S A L H E R D I A N S Y A H M A H E N D R A